

上郷中学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月18日

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめはどの集団にも起こる可能性がある、最も身近な人権侵害である。
- ・生徒の健全育成を図り、いじめのない学校を実現するために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、相互が協力して取り組む。
- ・生徒は、自らが安心して豊かに生活できる集団を築く推進者であることを 自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

3 いじめ防止基本方針の目的

いじめの問題への対策を、学校・家庭・地域で主体的かつ相互に協力しながら、生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を目指すことを目的とする。

II 組織の設置及び組織的な取組

1 構成

校長・副校長・教務主任・各学年主任・養護教諭・生徒指導専任・（学年連絡会）
＋スクールカウンセラーをもって構成し、校長が統括する。
また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2 役割

- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめに関する情報の収集や記録、情報共有
- ・いじめ事案に対して、関係生徒への事情聴取、指導、支援体制、保護者への報告、連携等を組織的に取り組む
ための対応方針の決定
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成、取組の実施、チェック、見直し

3 年間計画

月	職員研修会	生徒の活動	地域との関わり	
4	生徒指導研修会 地域理解研修会 QU研修会 特別支援研修会 体罰防止研修会 いじめ防止研修会 道徳研修会 人権研修会 等	教育相談	あいさつロード	
5			地域訪問	
6		QU		
7		個人面談・アンケート・学習相談		地区懇談会
8		教育相談		夏祭りボランティア
9				ふれあい運動会
10		個人面談		
11		QU・教育相談・ケータイ教室		
12		個人面談・アンケート・学習相談		
1		教育相談		どんど焼き
2			↓	
3		学習相談		栄ヤングフェスティバル

III いじめ防止及び早期発見のための取組

- 1 いじめの未然防止（居場所づくり・絆作り・規範作り）
 - ア 全ての生徒が参加し、わかる授業づくり
 - イ 特別活動での充実した体験活動による社会性の育成やコミュニケーション能力の育成
 - ウ 生徒会活動に充実
- 2 いじめの早期発見
 - ア 教職員による巡回体制の充実
 - イ 生徒へのアンケート実施
 - ウ 教育相談・個人面談・学習相談の実施
- 3 いじめに対する措置
 - ア いじめ対策委員会を中心とした対応の徹底

IV 重大事態への対処

- 1 重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告する。
- 2 「いじめ防止対策委員会」を中核として、ただちに対処するとともに再発防止も視点においた事実調査を行う。
- 3 いじめを受けた生徒・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を報告する。
- 4 関係機関・専門機関との連携をする。

V その他

- 1 基本方針および取組内容は年度ごとに見直していく。
- 2 ホームページ、学校だより等での広報活動を実施する。
- 3 必要があると認められた場合、「上郷中学校いじめ防止基本方針」を改定し、あらためて公表する。